

コンクリートブロック塀の基準について

昭和 53 年の宮城県沖地震では、倒壊したコンクリートブロック塀によって人命を落とす被害がありました。その後、昭和 56 年に建築基準法施行令が改正され、それまでは塀の高さを 3.0m まで施工できる基準でしたが、2.2m までとなるなど、コンクリートブロック塀の基準も安全性が高いものになりました。

建築基準法施行令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ 1.2m 以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

- 一 高さは、2.2m 以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 c m (高さ 2m 以下の塀にあつては、10 c m) 以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9mm 以上の鉄筋を縦横に 80 c m 以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛きしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 c m 以上とし、根入れ深さは 30 c m 以上とすること。

**※コンクリートブロック塀を新しく築造する場合は、
上記基準への適合が必要となります。**

※品川区ではコンクリートブロック塀に係わる下記の助成を行っております。

- | | | |
|-------------------------|-----------------|------------------|
| ○木造住宅除却助成[建築課耐震化促進担当] | 電話：03-5742-6634 | FAX：03-5742-6898 |
| ○細街路拡幅整備助成[建築課細街路担当] | 電話：03-5742-6772 | FAX：03-5742-6898 |
| ○不燃化特区支援[木密整備推進課木密整備担当] | 電話：03-5742-6925 | FAX：03-5742-6756 |
| ○緑豊かな街なみづくり助成[公園課みどりの係] | 電話：03-5742-6799 | FAX：03-5742-9127 |
- 詳しくは担当部署にお問い合わせください。

コンクリートブロック塀の

安全点検をしましょう！



平成 28 年 4 月 14 日・16 日に発生した熊本地震では、住宅等のコンクリートブロック塀が道路側に倒壊し、尊い人命を奪ってしまう事例が発生しました。また、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により同様の事故が発生しました。

コンクリートブロック塀が倒壊すると避難路がふさがれてしまい、安全に避難所に向かうことが困難になったり、救助活動の妨げになります。

まずは、わが家の塀が安全であるか、裏面の安全点検シートを使って点検してみましょう。



問合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 本庁舎 6 階
電話:03-5742-9172 FAX:03-5742-6898

コンクリートブロック塀安全点検シート

※社団法人全国建築コンクリートブロック工業会の「ブロック塀の診断カルテ」に基づいて作成しています。

A 基本性能の診断 [基本性能値]			
点検項目		基準点	評価点
① 建築後の年数	10年未満	10	①
	10年以上、20年未満	8	
	20年以上	5	
② 高さの増積み	なし	10	②
	あり	0	
③ 使用状況	塀単独	10	③
	土留め・外壁等を兼ねる	0	
④ 塀の位置	塀の下に擁壁なし	10	④
	塀の下に擁壁あり	5	
⑤ 塀の高さ	1.2m以下	15	⑤
	1.2mを超え、2.2m以下	10	
	2.2mを超える	0	
⑥ 塀の厚さ	15cm以上	10	⑥
	12cm	8	
	10cm	5	
⑦ 透かしブロック (穴の開いたブロック)	なし	10	⑦
	あり	5	
	鉄筋	なし	
確認不能	0		
⑨ 控え壁・控え柱	あり	10	⑨
	なし	0	
⑩ かさ木	あり	10	⑩
	なし	5	
基本性能値	①～⑩の評価点を合計してください。		A

B 壁体の外観診断 [外観係数]			
点検項目		基準係数	評価係数
⑪ 全体の傾き	なし	1.0	⑪
	あり	0.7	
⑫ ひび割れ	なし	1.0	⑫
	あり	0.7	
⑬ 損傷	なし	1.0	⑬
	あり	0.7	
⑭ 著しい汚れ	なし	1.0	⑭
	あり	0.7	
外観係数	⑪～⑭の評価係数の最も小さい値を記入してください。		B

C 壁体の耐力診断 [耐力係数]			
点検項目		基準係数	耐力係数
⑮ ぐらつき	動かない	1.0	C
	わずかに動く	0.8	
	大きく動く	0.5	

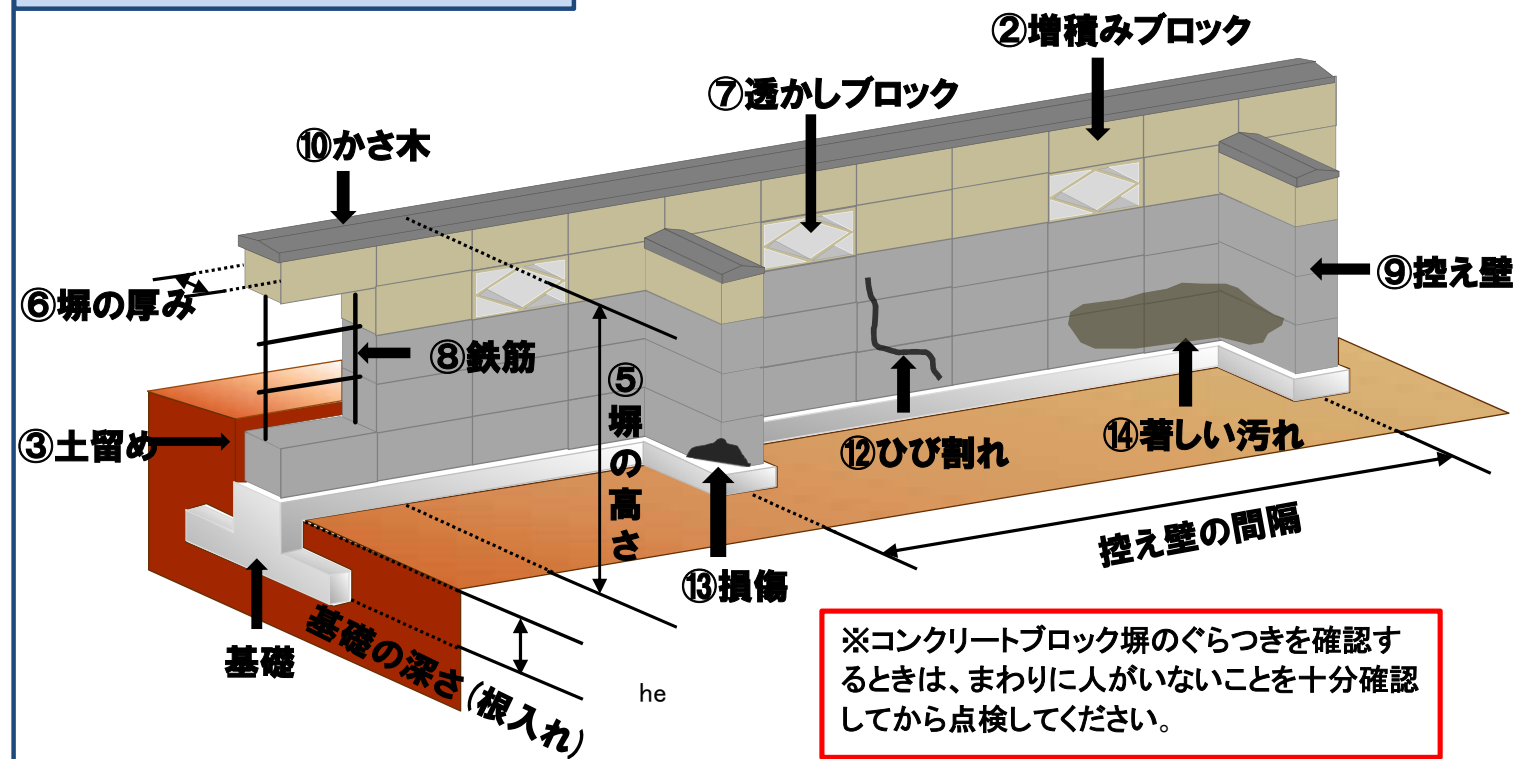
D 保全状況の診断 [保全係数]			
点検項目		基準係数	保全係数
⑯ 補強・転倒防止対策等の有無	あり	1.5	D
	なし	1.0	

総合評点の算定

基本性能値 **A** × 外観係数 **B** × 耐力係数 **C** × 保全係数 **D** = 総合評点

総合評点	判定	今後の対応
70点以上	安全と思われる	3～5年後にまた点検しましょう。
55点以上～70点未満	一応安全と思われる	1年後にまた点検しましょう。
40点以上～55点未満	注意が必要	精密点検を行い、再度判定するか、転倒防止対策を講じましょう。
40点未満	危険である	早急に転倒防止対策を講じるか、撤去しましょう。

コンクリートブロック塀の解説図



※コンクリートブロック塀のぐらつきを確認するときは、まわりに人がいないことを十分確認してから点検してください。

②増積みブロック
古くからあるブロック塀に、新しいブロックを積む工法で、鉄筋が入っていない場合などは、構造耐力上弱くなります。

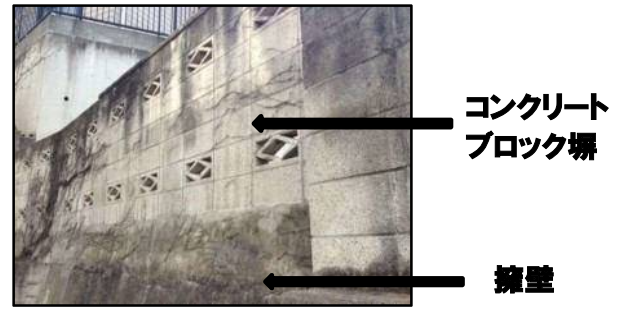
⑧鉄筋の確認方法
鉄筋の有無は、感度の良い方位磁石をコンクリートブロック塀に近づけたときに、針が振れることで確認できます。

③土留め
コンクリートブロックに直接土がかぶっている状態で、土圧を受けるため、構造上の負荷がかかります。

⑨控え壁
塀を支える壁。控え壁の間隔が広がると、支える力が弱くなります。(建築基準法施行令第62条では、3.4m以下と規定。)

④塀の位置
擁壁の上にあるブロック塀は、耐力上必要な基礎を作れていない場合があります。

⑩かさ木
ブロック塀の最上部に設置されているもので、ブロックの天端を、雨から守る役割を持っています。



⑪全体の傾き
ブロック塀が傾いていませんか。控え壁があったとしても、塀と控え壁が、劣化により剥離している場合があります。

⑫ひび割れ
ブロック塀が風雨に晒されることにより、ブロックが劣化していきます。大きなひび割れは、注意が必要です。

⑬損傷
ブロックの一部が欠けている状態。構造耐力上、弱くなっている状態です。

⑦透かしブロック
風通しを作るための、穴のあいたブロック。鉄筋が必要な部分に入らないため、構造耐力上弱くなります。

⑭著しい汚れ
カビや泥汚れ等によって、ブロックが汚れている状態。ブロックの劣化を早める原因となります。

点検の結果、55点未満の場合や気になる点がある場合は、一級建築士などの専門家に相談してみましょう。